

«ドキュメンタリー映画»

国及び地方公共団体の責務とは ～らい予防法と無らい県運動～



「らい予防法」のもとで、戦前・戦後と続いた「無らい県運動」。国の指導のもと、ハンセン病隔離政策で地方公共団体が果たしてきた役割と責任は大きい。残された行政資料とハンセン病回復者と家族の証言から国・地方公共団体が何をしてきたのかを明らかにし、国及び地方公共団体が早急に取り組むべき課題について描いています。【日本語字幕付 /2018年製作 /52分】

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」
(2008年成立、2009年施行)

初公開!!

第4条

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第17条

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

監督／高橋一郎

撮影／原ひろし

プロデューサー

鵜久森典妙

製作・著作

社会福祉法人

ふれあい福祉協会

企画

社会福祉法人 恩賜 済生会支部大阪府済生会
ハンセン病回復者支援センター

第23回 ゆかりんシネマ 今を語ろう

とき 2018年 6月10日(日)

①10:30~ ②13:30~
<上映後 高橋一郎監督のトークがあります>

ところ いちばぎゃらいい脩香
(神戸市兵庫区神田町38-22)

☎078-361-5055 (11:00~17:00)
参加費 500円 (要電話予約) 20席

JR三ノ宮駅より神戸市バス7系統乗車、JR神戸駅より7, 9, 110系統乗車

平野バス停下車 (バス道東へ100m)